

奨学生制度

奨学生の種類と専願奨学生にかかわる出願資格の決定

1. 奨学生の種類

- 専願奨学生
 - ①特別奨学生
 - ②課外活動特別奨学生
- 併願奨学生（普通科Ⅱ類受験者対象）
- 優待奨学生（入学後に申請）

2. 出願資格の決定（専願奨学生）

- (1) 書類提出の締切日
 - ①特別奨学生 平成 26 年 12 月 26 日(金) 17:00 必着
 - ②課外活動特別奨学生 平成 26 年 12 月 11 日(木) 17:00 必着
 - (2) 提出書類（本校指定の用紙を使用）
 - ①推薦書（様式 3 号） 中学校長が作成し厳封したもの
 - ②個人調査報告書 中学校長が作成し厳封したもの
(滋賀県私学統一用紙または滋賀県立高等学校入学者選抜要項にある用紙でも「可」)
 - (3) 書類選考結果の送付
 - ①特別奨学生については、平成 27 年 1 月 7 日(水) の配達時間帯指定郵便で午前中に中学校長宛に送付します。
 - ②課外活動特別奨学生については、平成 26 年 12 月 18 日(木) の配達時間帯指定郵便で午前中に中学校長宛に送付します。
- ※書類選考を通過した者は、必ず専願受験の出願手続きをとること（ただし、個人調査報告書については、すでに提出済みのため、再度提出する必要はありません。）

「特別奨学生」「課外活動特別奨学生」「併願奨学生」の選考について

「特別奨学生」

募集定員 : 15 名程度

出願方法 : 希望者は必ず中学校を通じて募集企画課までお知らせ下さい。

出願資格 : 次のすべてに該当する者

1. 平成 27 年 3 月に中学校を卒業見込みの者
2. 本校を第一志望（専願）とする者
3. 中学校長が推薦する者
4. 本校の校則を固く守り、学業に励み将来有為の人材として社会貢献したいと強く思う者
5. 中学校 3 年間、各学年の欠席日数が 10 日以内の者で、学習評定に 1 がない者
6. Ⅱ類を志望する場合は、4 年制大学への進学を目指し、一般入試で受験する意思が強固である者
7. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者（基準等の詳細はご相談ください）

特別奨学生 S（Ⅱ類）学費(授業料・校費・施設設備費)負担額全額を支給する

特別奨学生 A（Ⅱ類）授業料負担額全額を支給する

特別奨学生 B（Ⅱ類）授業料負担額の 2/3 の金額を支給する

特別奨学生 C（Ⅱ類）授業料負担額の 1/2 の金額を支給する

特別奨学生 D（Ⅱ類・Ⅰ類・人間総合）授業料負担額の 1/2 の金額を支給する(入学年度のみ)

「課外活動特別奨学生」

募集人員 : 25名程度

出願方法 : 希望者は必ず中学校を通じて募集企画課までお知らせください。

出願資格 : 次のすべてに該当する者

1. 平成27年3月に中学校を卒業見込みの者
2. 本校を第一志望（専願）とする者
3. 中学校長が推薦する者
4. 本校の校則を固く守り、学業に励み将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
5. 中学校3年間、各学年の欠席日数が10日以内の者で、学習評定に1がない者
6. 入学後、下表に記すクラブにおいて活動を継続して行う意思を有する者
7. 本校の部活動担当者と事前協議を経た者
8. II類を志望する場合は、4年制大学への進学意思が強固である者
9. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者（基準等の詳細はご相談ください）

S 課外活動特別奨学生 学費(授業料・校費・施設設備費)負担額全額を支給する

A 課外活動特別奨学生 授業料負担額全額を支給する

B 課外活動特別奨学生 授業料負担額の2/3の金額を支給する

C 課外活動特別奨学生 授業料負担額の1/2の金額を支給する

<課外活動特別奨学生を募集するクラブ>

バスケットボール部 (女子)	硬式野球部 (男子) 5名以内
バドミントン部 (女子)	剣道部 (男子・女子)
バレーボール部 (女子)	陸上競技部 (男子・女子)
ソフトボール部 (女子)	*その他の活動については募集企画課にご相談ください。
ソフトテニス部 (女子)	

「併願奨学生」

応募資格 : 次のすべてに該当する者

1. 平成27年3月に中学校を卒業見込みの者
2. 本校の校則を固く守り、学業に励み将来有為の人材として社会貢献したいと思う者
3. 中学校3年間、各学年の欠席日数が10日以内の者で、学習評定に1がない者
4. 4年制大学への進学を目指し、一般入試で受験する意思が強固である者
5. 以下に挙げる奨学生制度のうち、そのいずれかに該当する者は、併願奨学生候補者とする。(基準等の詳細はご相談下さい)

A 併願奨学生 授業料負担額全額を支給する

B 併願奨学生 授業料負担額の2/3の金額を支給する

「優待奨学生」

滋賀短期大学附属高等学校、滋賀短期大学に兄弟姉妹2人以上が在籍するとき、その最下位の弟妹を優待奨学生として、授業料負担額の1/2の金額を奨学金として支給します。但し、兄弟姉妹のうち一人に本学園の奨学資金が支給されている場合を除きます。入学後、申請書を提出していただきます。